

北海道 自家用新聞

発行所
北海道自家用自動車協会連合会
編集兼発行人 林 雄三郎
札幌市東区北三〇東一・郵便番号〇六五〇〇三〇
電話 (〇一一) 七二一一 四五七八
支局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見
定価 一部三〇円(会員の方は会費に含まれています)

平成23年度 税制改正に関する要望書提出 自動車関係諸税の見直し等

(社)全国自家用自動車協会と各地区協会は、平成二十三年度税制改正に関する要望書を関係省庁に提出した。
現在自動車は、かつてのような贅沢品という時代ではなく、国民の足として、欠くことのできない生活必需品となり、特に地方では、公共交通機関に代わる移動手段として、複数台所有が常態化している。
このように自動車を取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、その税体系は三十年以上殆ど変わっていない。高度経済成長期に次々と創設された新税が、本則税率の二倍以上も上回る暫定税率のまま三十年以上維持されており、今日の自動車環境から乖離した著しく不合理かつ過重な税体系となっている。
こういった状況の中、昨年三月に道路特定財源が「一般財源化」され、これにより、「受益と負担」という原則の下、国が「使い道を道路整備に特定する」と約束し、道路整備を目的として自動車ユーザーに課してきた過重な自動車関係諸税は、その課税根拠を失うこととなった。「当分の間」として上乗せさせられた暫定税率分を即時廃止し、併せて課税根拠なき自動車関係諸税を廃止することで、自動車ユーザーに対する持続的な負担軽減策が望まれる。
要望書の内容は、次の通りです。

一 道路特定財源に係る自動車関係諸税の廃止
道路特定財源は、道路整備のため自動車ユーザーが納税してきたものである。
自動車の大半を占める自家用自動車は、地方において、生活必需品として欠かせないもので、世帯当たりの保有台数は、複数台数を保有している状況にある。よって、現行の税構造、税率を維持したままで一般財源化することは、複数台数を余儀なくされている地方の自動車ユーザーが、より重い負担を負うことになり、都市部と地方の「税負担の公平」の原則にも反することから道路特定財源に係る自動車関係諸税は廃止する。

二 自家用自動車に係る税負担の不公平等の是正
自家用自動車の全国貨物輸送全体に占める割合は、四〇%を超えており、個々の輸送規模は小さいものの、その特性に応じて、国民の生活に密着した輸送分野を担っており、国内産業の発展と国民生活の向上という社会的役割を果たしている。
しかるに、現行自動車関係税制では自動車取得税は、営業用自動車が三%であるのに対し、自家用自動車は、暫定税率の適用により五%、自動車取得税、自動車税においても営業用自動車に比べ、二・三倍及び一・四倍の格差があり、過重な税が課せられている。
このような税制は、国際的にみても例がなく極めて不公平なものになっているので是正していただきたい。

三 消費税と二重課税の自動車取得税の廃止
消費税が平成元年に導入された際、CO2の削減は、国民すべてが協力して実施していくものである以上、自動車ユーザーだけに特定の負担が強いられないよう環境負荷全体に対する公平な税負担とするようにしていただきたい。

四 自賠責保険・任意保険の保険料の所得税控除の取扱い
生活必需品となっている自動車に係る自賠責保険及び自動車保険の保険料等は、現行の損害保険料控除とは別に全額、所得控除の対象としていただきたい。
五 環境税の導入への慎重な対応
環境税の導入には、導入効果と影響、既存の地球温暖化対策の有効性、産業界のこれまでの取り組みと成果などを勘案し、総合的な議論と検証を踏まえた慎重な検討が必要である。

六 一般財源化により、消費税との二重課税となっている自動車取得税は課税根拠を失うことは明白である。よって自動車購入者の自動車取得税は廃止していただきたい。
七 環境税の導入への慎重な対応
環境税の導入には、導入効果と影響、既存の地球温暖化対策の有効性、産業界のこれまでの取り組みと成果などを勘案し、総合的な議論と検証を踏まえた慎重な検討が必要である。

乗用車の平均車齢七・五六年に
高齢化にブレーキ
(財)自動車検査登録情報協会は、二〇一〇年版「わが国の自動車保有動向」を発表した。これによると、二〇一〇年三月末の乗用車四〇四万八九二〇台の平均車齢は七・五六年で前年に比べ〇・〇八年延び、十八年連続で最高齢となった。ただ、エコカー減税による新車販売の好調に加え、廃車を伴う新車購入へのエコカー補助金により、延び幅は十七年振りに低い延びとなり、高齢化の勢いにブレーキがかかった格好となった。

過去5年間の推移

年	平均車齢		平均使用年数	
	乗用車	貨物車	乗用車	貨物車
2006年	6.90年	8.50年	11.10年	11.47年
2007年	7.09年	8.68年	11.66年	11.92年
2008年	7.23年	8.98年	11.67年	11.72年
2009年	7.48年	9.16年	11.68年	13.50年
2010年	7.56年	9.62年	12.70年	12.72年

トヨタのウェルキャブレンタカー!!

お年寄りや、お身体の不自由な方の乗り降りにやさしい

Porte
ポルテ 助手席リフトアップシート& 手動車いす用収納装置 (電動式)

NOAH
ノア 車いす仕様車 "タイプII-シート付" ※車いすは装備に含まれておりません。

HIACE
ハイエース 車いす仕様車 (リフトタイプ) ※車いすは装備に含まれておりません。

Ractis
ラクティス 助手席リフトアップシート車

全国のお問い合わせはこちら

トヨタレンタカー予約センター
0800-7000-111 無料

ウェルキャブ専用
0800-7000-294 無料

ホームページトヨタレンタカータイプ
www.toyota.co.jp/rent/

車庫証明手続きを簡素化 本拠と保管場所が同一時

【警察庁】

警察庁は、自動車の登録に伴うユーザー負担の軽減を目的に、保管場所証明書の申請手続きを簡素化する。車庫証明の申請に必要な所在図の添付を省略できる範囲を拡大、現在は自動車の使用の本拠地と保管場所を区別し、買い替え等で車両を変更する場合に限り認められているものを、単に使用の本拠地と保管場所が同一である場合も不要にする。関係規則を改正し、平成二十三年度中をめどに適用する方針。

車庫証明書は、抹消登録を除く全ての保有関係手続きに必要な書類。軽自動車も人口十万人以上の都市より車庫証明の届出(事後)が義務付けられている。

今回の見直しでは、保管場所の所在図を省略できる範囲を拡大する。現在、自動車保管場所証明の申請を行う場合には、使用の本拠の位置及び保管場所の位置が旧自動車の保管場所証明書と同一である時に限り所在図の添付を省略することができ

ハイブリッド車保有 来年三月末には 一五〇万台レベル

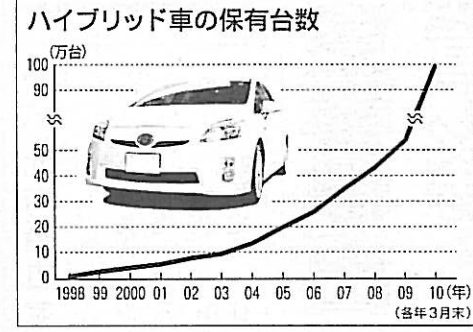
二〇一〇年度末のハイブリッド車(HV)保有台数が一五〇万台レベルに達する見通しとなった。自動車検査登録情報協会(自検協)が発表した二〇一〇年版「わが国の自動車保有動向」によると、一〇年三月末時点でのHV保有台数は九八万三四〇台(うち乗用HV九七万一〇九〇台)に増加。これに四月以降の乗用HV販売台数を単純に加算すると九月末のHV保有台数は一二〇万台を超った計算になる。一〇年度下半期のHV販売は、ホンダ「フィットHV」の登場などにより堅調に推移すると見られ、保有台数も一気に増加すると予想されている。

自検協のまとめによると、一〇年三月末のHV保有台数は、乗用車、貨物車、乗合車、特種車の合計で約九八万三千台となり、前年比八三・五%増と大幅な伸び率を記録した。〇九年度に約二七万七千台を販売したトヨタ自動車「プリウス」や約九万七千台を販売したホンダ「インサイト」など新型HVのヒットが保有台数を押し上げた格好になった。また、トヨタが〇九年十二月に投入した「プリウスプラグインHV」などのプラグインHV車の保有台数は一六五万台だった。

一〇年三月末時点の乗用車保有台数は約五七九〇万三千台で、乗用車の保有台数に占めるHVの割合はわずかに一・三%。ただし、HVの保有台数は自検協が統計を開始した一九九八年から一貫して二桁増を続けており、この勢いは今後も一層加速するものと見られる。

るが、新たに「自動車の使用の本拠地の位置」と「保管場所の位置」が同一の場合も省略できるようにする。これにより個人や会社が新しく自動車を購入する場合や引越しに伴う住所変更の際の所在図が不要となる。ただし、従来の所在図の添付を省略することができるときは、同様に、警察署長は保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

警察庁では、今後、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(車庫法)を一部改正するとともに国土交通省と連携し、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)のシステム改修などを経て、平成二十三年度中の施行を予定している。



一〇年度下半期の国内新車市場はエコカー補助金の反動減による低迷が見込まれているが、一二年春まで継続するエコカー減税で自動車重量税・取得税の免税措置が受けられるHVは厳しい市場環境においても堅調に販売を伸ばすものと期待されている。下半期のHV販売が二七万台以上の水準となれば、HV保有は年度ペースで初の一〇〇万台超を達成するとともに、一五〇万台に迫る規模に伸長する見込みである。

冬の 踏切は要注意!

本格的な冬の到来で、道路は圧雪やアイスバーンにより滑りやすい状態となる季節です。北海道での踏切事故は今年一月に発生した列車と大型タンクカーとの衝突脱線事故を始めとし、十二月から二月までの厳寒期に集中しています。昨シーズン発生した道内の踏切事故十一件のうち九件(約八割)がこの冬期間に起きており、その原因のほとんどが警報器の鳴っている踏切を突破する「無理な通行」によるものです。

冬期間は道路が大変滑りやすく「早めのブレーキで確実な一旦停止」と、ポスターなどで掲示すると共に毎月二十三日を「踏切の日」とし、北海道運輸局、北海道旅客鉄道株式会社、北海道自家用自動車協会連合会など八団体で構成する踏切事故防止運動推進協議会は今年も「踏切事故防止キャンペーン」を展開し、踏切通行での安全意識を高めるため啓発活動を行っています。

①踏切に入る手前では必ず一旦停止、自分の目と耳で安全を確認してください。

②先づまりの時は、警報器が鳴っていても踏切に入らない。

③クレーン車のブーム、ダンプの荷台を上げたまま踏切に入らない。(線路頭上は二万ボルトの高圧架線)

④踏切内のトロッコ列法

①踏切内に閉じ込められたらそのまま車を進め脱出する。遮断ポールは折れずに斜めに上がります。

※遮断ポールは降りきってから約十五秒で列車が来ます。

②もし踏切内で車が動かなくなったら、非常ボタンか発煙筒で列車を止める手配をする。

※無事に列車を止め、列車やお客様に被害がなければ、損害金は発生しません。

またJR北海道では、踏切と道路の立体交差化、踏切の統廃合等、線路と道路の「平面交差」解消に努める他、踏切警報器の視認性を向上させるオーバーハング型(門型)警報装置を積極的に設置し、引き続きキャンペーン活動やPR活動を通じ、踏切事故防止を啓発していきたいとしています。

危険! 踏切を渡る時は必ず一度止まり、自分の目と耳で安全を確認してください。

先づまりのときは、警報器が鳴っていても踏切に入らないでください。しゃべりながら踏切に入ると危険です。

クレーン車のブーム、ダンプの荷台を上げたまま踏切に入ると危険です。踏切の恐れがあります。

毎月23日は「踏切の日」

サポート・ユア・カーライフ

法人 日本自動車連盟 旭川支部

ロードサービス救援コール
車・バイクの故障、トラブルの受付
[全国共通・24時間年中無休]
0570-00-8139

通話料は有料(固定電話は1分10円、携帯電話は20秒10円)。ただし、PHSと一部のIP電話等からはご利用になれません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

または、
ショートダイヤル #8139

通話料は有料、ダイヤル回線の固定電話、一部のIP電話等からはご利用になれません。
携帯電話・メールでの救援は、こちらから!

総合案内サービスセンター
ロードサービス以外のご案内
サービスなどのご案内
[全国共通・年中無休] 平日9:00~20:00
土日・祝・年末年始9:00~17:30
0570-00-2811

通話料は有料。ただし、PHSと一部のIP電話等からはご利用になれません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

入会申込はお近くの自動車販売店
または支部窓口へ

カーライフの
もしもをトータルサポート
北自共のカーパック

自動車共済・自賠償共済のお問い合わせは ☎(0166)53-8186

北海道自動車共済協同組合 旭川支部
旭川市春光町10番地 FAX (0166) 53-2320
本部：札幌 他支部：札幌・函館・室蘭・釧路・北見・帯広
～全国自動車共済協同組合連合会ネットワーク～
北自共・東北自共・関自共・中部自共・近畿自共・西自共



第326号

旭川地方自家用自動車協会は交通安全運動を推進します

目頃の運転マナーが結実 栄誉を称えられ一一七名が受賞

優良運転者表彰式開催



(社)旭川地方自家用自動車協会は、平成二十二年十月二十六日、旭川市内のロワジュールホテルにおいて、第四十九回優良運転者表彰式を執り行った。同表彰式は、五年以上無事故、無違反の会員を優良運転者として表彰するもので、交通安全意識の啓蒙、推進のため毎年一回行っている。今年の受賞者数は一一七名で、表彰者総数は一万三〇〇〇名を超えている。表彰式は開会後まず交通事故犠牲者の方々への黙祷を捧げ、その後、吉田裕旭川地方自家用自動車協会会長より「晴れて選ばれました一一七名の優良運転者の皆様を表彰することが出来るのは誠に喜ばしい限りであり、心よりお祝いを申し上げます。本年も皆様方の日々の努力により、交通事故発生件数及び交通事故死者数共に減少傾向が続いています。これは、本日受賞された皆様、ご来賓の関係機関・団体の皆様の日々の交通安全意識の積み重ねが結実したものです。名譽ある受賞者一一七名の皆様におかれましては今後もドライバーの模範となり、また地域のリーダーとしてこの輝かしい記録を更に伸ばされますよう。」との挨拶があった。

その後五十五年以上表彰の優良運転者一人一人が表彰され、表彰状と記念品が手渡され、他の受賞者は受賞年度毎に代表者が表彰された。表彰式には来賓として、北海道警察旭川方面本部、北海道運輸局旭川運輸支局、北海道土川総合振興局、旭川市他多数の関係者の方々にご臨席いただいた。

来賓の方々を代表して、相田宗利旭川方面本部総括参事官と竹谷繁樹旭川運輸支局長よりそれぞれ「長年に渡り模範的な運転を実践されてきた受賞者の皆様方に於かれましては心よりお祝いを申し上げます。交通事故発生件数・死者数ともに減少傾向にあるが、現下の交通情勢をご理解いただいたき、今後も悲惨な交通事故を一件でも減らすため、引き続き地域や職場の牽引役となつていただき無事故・無違反を更に継続していただけますよう。」「本日表彰の栄誉に輝かれた皆様方には、自動車運転に関する豊富な知識や経験、或は優れた運転技術をお持ちの事と思えます。今後も、事故防止への意識や安全運転の励行など交通安全において、後進の方々や職場の皆様方に対する指導的な役割を果たしていただく事を期待します。」との祝辞をいただいた。

これを受け、受賞者の浅田和夫氏は「表彰式にあたり、選ばれました一一七名が栄えある表彰状並びに記念品を賜りましたことは大きな喜びであり誇りでもあります。本日表彰を受けました私どもは、この表彰を誇りとし、これまで以上に安全運転に努め、地域や職場、家庭内における交通事故防止に積極的に取り組む微力ではありますが交通事故の抑止に努力することをお誓い申し上げます。」と答辞を述べた。

なお、今回の受賞者は以下の通り。
五十五年以上 (敬称略)
(旭川中央・東警察管内) 田岡留一・西川典男・加藤利雄

(土別警察管内) 柴野一夫
五十年以上
(旭川中央・東警察管内) 西山詮了・波多信夫
(名寄警察管内) 北野 實

(富良野警察管内) 金澤 勉・藤田典子・田野公禧
(留萌警察管内) 外山秀樹
(天塩警察管内) 福田正義・津田耕司
四十五年以上
(旭川中央・東警察管内) 前川玲子・尾形明男
(名寄警察管内) 佐々木 勇

(富良野警察管内) 鈴木好光・小山西哲雄
(深川警察管内) 印牧久俊・北井博幸
(留萌警察管内) 山田省市
(天塩警察管内) 盛岡善広
四十年以上
(旭川中央・東警察管内) 和田展明・勝山 晃・山口 勉
澤田 修・新田芳隆・戸板 恵
堀川守正・中西正二・岡泉正雄
岡下章男・大戸秋雄
(枝幸警察管内) 小泉与一郎・中塚利雄
(富良野警察管内) 川上洋一

(深川警察管内) 菊地忠行・藤野勝正
(羽幌警察管内) 大屋貞治・三上敏行
三十五年以上
(旭川中央・東警察管内) 横山正治・柏倉 誠・小森松代代美
沢田忠義・加藤美恵子・邊見昌之
三宮八重子・堀部勇治・栗村 孝
中谷柳子・加納 晔・山本 実
(美深警察管内) 岩松万里子

(富良野警察管内) 三瓶良雄
(留萌警察管内) 浅田和夫
三十年以上
(旭川中央・東警察管内) 谷 政利・宮澤義行・荒井智博
千葉須美子・若木寛昌・須藤幸雄
石田浩二・塚田光男・田中良夫
(富良野警察管内) 小松 敦・植田安弘
(留萌警察管内) 基丸谷 茂
(羽幌警察管内) 佐々木隆浩
二十五年以上
(旭川中央・東警察管内) 山井 太・野島千代子・熊谷ひろみ
石田雅晴・川村滋範・大家俊幸
久田利宏・稲垣則子
(土別警察管内) 新田秀男
(沼田警察管内) 長谷川真一
(天塩警察管内) 下山真理子
二十年以上
(旭川中央・東警察管内) 小林光男・野島雄一・清家かおり

(富良野警察管内) 川本博則・後藤弘和・高橋秀典
神 清志・熊原雅己・磯貝満弘
伊勢哲也・山宗弘・笹原勝広
(留萌警察管内) 木村康宏
十五年以上
(旭川中央・東警察管内) 手塚啓之・村上啓九・鈴木玲子
高柳邦雄・平澤真一・田中直樹
大野信幸
(土別警察管内) 虻川道明
(稚内警察管内) 中村 睦
十年以上
(旭川中央・東警察管内) 青柳裕司・北原敦志・鈴木 恵
芦田牧子・安藤義孝・高橋博美
谷川陽祐・太田浩文・三井佳奈恵
江刺泰宏・樋坂和英
(枝幸警察管内) 濱田健一
(富良野警察管内) 成田拓郎
(深川警察管内) 三輪 恵
五年以上
(旭川中央・東警察管内) 中原世恵子・菅野貴康



バイクの自賠責標章見直し

国土交通省

国土交通省は、排気量二五〇cc以下のバイク等の無保険車対策の一環で、自動車損害賠償責任(自賠責)保険の加入と満了時期を表示する標章(ステッカー)の規制を改正する。ナンバープレートの左上部と定めている張り付け位置を任意にするほか、現在青色のみとしている標章の色を多色化することで、無保険車の見分けをより容易に識別できるようにするのが狙い。平成二十三年四月一日からの施行の予定。

原付バイクや小型二輪車などの検査対象外の車両は、自動車損害賠償保障法に基づき、保険会社が加入者に交付する保険標章もしくは共済標章を表示することが義務付けられている。しかし、原付バイクや小型二輪車など、自動車の検査(車検)の対象にならない車両では、自賠責保険の加入、更新をチェックする機会がなく期限切れなどで無保険となる場合が多い。これら無保険車による事故は依然として絶えず、加害者が損害を賠償できない例も少なくはない。このため無保険車対策の一つとして現在青色のみとしている標章の色を満了時期に応じて色を変えることで保険期間の失効をより判別しやすくすることとした。

また、標章を張り付ける位置は自動車損害賠償保障法施行規則(省

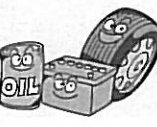
令)で、ナンバープレートの左上部に表示することが規定されている。しかし、最近はその例により原付バイクなどでは、独自の形状のプレートを決める市町村が増加しているため、左上部に張ることが出来ないものもある。このためナンバープレートの視認性を損なわない程度に、張り付け位置の規制を緩和する。平成二十三年四月一日に施行する予定。

満期年(平成21年)
満期月(4月)

安心市 1122
責任保険

安心市 1500

クルマの冬対策は お済みですか?



冬はクルマのトラブルが増える季節です。日頃、クルマの基本的メンテナンスを怠っていると、性能や機能面に大きく影響します。エンジンオイル、クーラント、バッテリー、タイヤなどの基本部位の点検を忘れずに行いましょう。

お済みでない方は、早めの点検、交換をお勧めします。

◆エンジンオイルとクーラント
冬場の冷え込みは、エンジンオイルが凍るのでは?と思うほど厳しいものです。そこで、エンジン性能を保つためには、車種や季節に合ったオイルに交換することが重要となります。夏は暑さに強い(高粘度)オイル、冬は寒さに強い(低粘度)オイルに交換するのが一般的です。エンジンオイルは、温度によって

粘度が変化しますので、温度が低下すると流動性が失われ、オイルが固くなりエンジンの始動性が悪くなる原因につながります。このような状態が続くと、バッテリーへの負担も大きくなってしまいます。

そして、忘れがちなのがクーラント、暑い夏と寒い冬を何度も繰り返すことで劣化したクーラントは、オーバーヒートやラジエターの故障の原因になりますので、補充・交換をきちんと行いましょう。

◆バッテリー
冬の時期では、バッテリー液の温度が下がることで、バッテリーの性能が極端に低下してしまいます。寿命の近いバッテリーは、エンジンが始動できないことがありますので、バッテリー液の量・比重及び電圧を

確認しておくことで安心です。

◆タイヤ
タイヤは基本的に消耗品です。スタッドレスタイヤも、ある程度履き込んだら硬化・劣化と段階を経て徐々に性能は低下します。タイヤの溝が極端に減っているのも問題ですが、溝が深くても硬化したゴムでは、グリップ力は低下していますので、早めの点検・交換をお勧めします。

◆アクシデントに備えるの装備

- ① ブースターケーブル
- ② スノーヘルパー
- ③ スコップ
- ④ 牽引ロープ
- ⑤ 解凍スプレー
- ⑥ タイヤチェーン など

冬道の運転では、天候の急変等によるさまざまなアクシデントが待ち受けていますので、いざという時に対応できるように、クルマに積んでおくのが良いでしょう。

仮ナンバー制度を一部見直し 除雪作業車にも適用

国土交通省は、臨時運行許可(仮ナンバー)制度を一部見直し、寒冷地域の除雪作業車に対する適用を認める方向で最終検討に入った。除雪作業の規制緩和は、地方の建設事業者支援や住民サービスの向上を目的とし、今年一月に構造改革特別区域推進本部が決定した緊急経済対策に盛り込まれていた。

国土交通省は、臨時運行許可(仮ナンバー)制度を一部見直し、寒冷地域の除雪作業車に対する適用を認める方向で最終検討に入った。除雪作業の規制緩和は、地方の建設事業者支援や住民サービスの向上を目的とし、今年一月に構造改革特別区域推進本部が決定した緊急経済対策に盛り込まれていた。

臨時運行許可(仮ナンバー)制度は、道路運送車両法第三十五条第一項に規定されている未登録自動車や車検切れ自動車が、登録手続きや販

売、整備などの目的で運輸局や検査登録事務所、軽自動車検査協会等まで仮ナンバーを付けて運行できる制度。仮ナンバーの貸し出しは、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村長が、最大五日間を限度に、貸し出しを許可している。

今回の見直しは、大雪などで道路の除雪作業を集中的に実施する際に、除雪作業車の運行に必要な手続きを迅速化させることが目的で、除雪作業車の道路運送車両法上の取り

扱い通達を制定する。地方自治体と除雪作業車を保有する事業者との間で、道路除雪作業の業務委託契約を締結している場合は、除雪作業車が現場まで移動し、作業終了に至るまでの期間において、車両法第三十五条第一項の「その他特に必要な場合」として臨時運行許可を認めるものとしている。

各地方では、地域幹線や市街地などの生活道路の除雪作業を建設事業者などに委託するケースが多いが、ここ数年の建設業界の不況により、事業者が除雪車輛を保有するために、除雪車輛の維持費などの経済的負担が重くのしかかっているのが現状である。

今後、道路運送車両法との関係法令を改正し本年中に適用する予定。

快適なカーライフをサポートします!

(社)旭川地方自家用自動車協会

自家用自動車協会は、自家用自動車ユーザーの利便とクルマ社会の健全な発展に寄与するため組織された公益事業団体です。

協会では、ナンバープレートの交付業務や封印の取付け、希望番号予約申込みなど多くの公益業務を行っております。クルマを保有する上で必要な自動車の検査に係わる予約受付業務等を行うなど、運輸行政にも協力しているところです。

また、地域における交通安全は、自動車ユーザーの願いでもありません。協会では、運輸支局をはじめ警察・地方自治体など関係機関、団体と連携を図り交通事故抑止活動に組織を挙げて取り組んでおります。

☆入会のご案内
賛同していただける方の入会を随時募集しております。

会員の特典

- ・ 方が一交通事故に遭われた場合に、専門職員による無料交通事故相談が受けられます。
- ・ 機関紙「北海道自家用新聞」の送付が受けられます。
- ・ 五年間無事故、無違反で、優良運転者表彰が受けられます。
- ・ 北海道自動車共済掛金の、二〇%割引が受けられます。

問い合わせ
(社)旭川地方自家用自動車協会
電話 〇一六六一五一一二二二
http://www.a-jikyo.or.jp/

年末・年始の業務日程のご案内

今年も残すところあと僅かとなりました。

今年も会員の皆様には、協会の業務運営にご理解、ご支援頂きありがとうございます。

来年もより一層のサービスに努める所存でございます。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

(社)旭川地方自家用自動車協会
の年末年始の業務日程は、次の通りご案内させていただきます。

◎年末
平成二十二年 十二月十八日(火)迄

◎年始
平成二十三年 一月四日(火)より

愛車に好きなナンバーつけてみませんか?

希望できるナンバーの区分

- ① 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べるようになります。
- ② 特に人気が高いと考えられる右記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選とします。(月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選)
- ③ 一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくなる限り申込みに応じて払出します。

旭川590 さ41-78

4桁以下のアラビア数字選べるのはここです!

1	7	8	88
333	555	777	888
1111	3333	5555	7777
8888			

抽選対象希望番号

インターネットからも予約できます。
アドレス <http://www.kibou-number.jp/>

詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用 検索

予約問い合わせは
《希望ナンバー予約センター》まで
(社)旭川地方自家用自動車協会
TEL(0166)51-1221